

様

副 区 長
森 田 泰 子
小 西 將 雄

令和 5 年度予算の執行について（依命通達）

我が国の経済は、ウィズコロナの下で社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな回復傾向にある。本年 5 月 8 日には、感染症法上の分類を 2 類相当から 5 類へ引き下げる方針が決定されており、景気は引き続き持ち直していくことが期待されている。一方、ロシアによるウクライナ侵略等の不安定な情勢を背景に世界的な金融引締めが続く中で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、エネルギーや食料品を中心とする物価上昇が続いており、経済の先行きは不透明感が増している。

国の財政は、少子高齢化・人口減少により経済活力が弱まり、国際競争力が低下する中で、赤字国債の発行を重ねた結果、国と地方を合わせた債務残高は GDP の 2 倍を超える世界に類を見ない状況となっている。長期金利や物価の上昇が国民生活や国家財政に及ぼす影響が危惧されている。

練馬区の財政も、依然として予断を許さない状況が続いている。令和 5 年度当初予算編成においては、歳入は経済の回復傾向が持続してもなお、歳入一般財源の不足が見込まれることから、基金・起債合わせて約 120 億円を活用している。歳出は、区の判断で抑制・削減が困難な義務的経費が予算の 5 割以上を占めている。老朽化した区立施設が一斉に更新時期を迎えており、改修・改築には多額の経費を要する。遅れている都市インフラの整備等、区特有の課題にも取り組まなければならない。物価上昇による区民生活や事業活動への影響も続いている。

このような厳しい状況においても、グランドデザイン構想で示した、区の目指す将来像の実現に向けた施策を着実に推進しつつ、持続可能な財政運営を堅持しなければならない。そこで、令和 5 年度予算の執行に当たっては、次の点を基本に取り組むこととする。

- 1 「改定アクションプラン」に位置づけた施策・事業や、DXの推進など「取組体制強化プラン」に掲げた具体的な取組と体制の強化を着実に推進すること。
- 2 区民生活を支える上で必要な施策は時機を逸することなく確実に実行すること。
- 3 事業の執行段階において一層の創意工夫を凝らし、事業効果が最大限に発揮されるよう努めること。
- 4 事業実施に伴う特定財源の確保に努めること。
- 5 本年は、全国から注目が集まる大きな事業・イベントが控える年であることを踏まえ、「ねりま推し」を合言葉に、区民とともに区の魅力発信に取り組むこと。

各部等においては、以上の基本方針を踏まえ、区財政を取り巻く厳しい状況について職員一人ひとりに周知徹底するとともに、下記事項に留意の上、最小の経費で最大の効果を上げるよう、予算の執行に万全を期せられたい。この旨、命により通達する。

記

1 歳出について

- (1) 決算・予算特別委員会等における、議会からの意見・要望事項や、監査指摘事項等に十分留意すること。
- (2) 少子化対策など大幅な見直しが見込まれる施策や、賃金・物価対策など緊急的な支援の実施が想定される施策は、国や都の動向を注視し、財政課と協議の上、区としての対応策を遅滞なく検討すること。
- (3) 時間外勤務手当は、10%の配当保留を行う。ワークライフバランスに留意し、業務効率化等による超過勤務の縮減を図り、配当予算内での執行に努めること。
- (4) 補助・給付的事業は、公益上の必要性や事業効果等について不断に見直すとともに事務の適正化の徹底を図ること。
- (5) 投資的経費に係る事業は、入札不調や事後の仕様変更等によるスケジュールの遅延等が生じないよう、庁内外の関係者と十分に連携調整を図ること。また、区内経済を支える効果が期待できる公共工事等は早期発注に努めること。
- (6) 施設の維持管理は、建物・設備の点検を徹底し、適切な保全に努めること。また、光熱水費は定期的に使用状況を確認しながら節減に努めること。

2 歳入について

- (1) 歳入欠陥を生じないよう収入の確保に万全を期し、積極的に増収に努めること。収入が予算額に達しない場合は、その範囲内で支出額の調整を図るなど、他の財源に影響を及ぼさないよう留意すること。
- (2) 区税・保険料収入は、賦課対象の的確な把握と収納率の向上および滞納の早期処理に努めること。負担の公正性の原則から区民に不公平感、不信感を与えることのないよう配慮すること。
- (3) 国、都支出金は、補助制度の積極的活用を図る観点から情報収集に努めること。制度の改廃状況に十分留意しつつ、需要に応じた補助金の確保に努めること。制度新設・変更があった場合には、関係各部等への情報提供を適切に行うこと。
- (4) 寄付制度は、自主財源の拡充のみならず、区施策に対する区内外からの理解・協力の促進につながるものである。各部等において創意工夫を凝らし、積極的に活用、周知に努めること。
- (5) 有料広告や未利用区有地の活用等の自主財源拡充にも、引き続き取り組むこと。

3 予算流用について

予算流用(事業間流用を含む)は、予算編成および議会審議の経過を踏まえ、真にやむを得ない場合以外は厳にこれを慎むこと。

4 協議事項等

予算事務規則に定める企画部長協議事項のほか、財政運営上影響を及ぼすと思われる事案については、事前に財政課へ協議すること。契約差金等の使用に係る事案についても同様とする。